

「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメントについて



新用途水銀使用製品の製造等に関する命令(「新用途製品命令」)は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(「水銀汚染防止法」)第 13 条並びに第 14 条第1項及び第 2 項の規定に基づき、既存の用途に利用する水銀使用製品(「既存用途水銀使用製品」)を定め、これ以外の水銀使用製品(「新用途水銀使用製品」)を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の事前届出の手續等を定めています。

新用途製品命令は、平成 27 年 12 月7日に公布され、平成 29 年 4 月 28 日の一部改正によって既存用途水銀使用製品として 3 製品(「水銀トリム・ヒール調整装置」、「差圧式流量計」及び「傾斜計」)が追加され、平成 29 年 8 月 16 日に施行されました。

今般、既存用途水銀使用製品として新たに存在が判明した 6 製品及びその用途を追加するとともに、既に既存用途水銀使用製品として規定されている 2 製品の用途に新たに存在が判明した用途を追加するため、新用途製品命令の一部改正を予定しており、本改正案について、平成 30 年 9 月 27 日から平成 30 年 10 月 26 日まで国民の皆様からの御意見を募集していました。

改正案は以下の通りです。

・既存用途水銀使用製品及びその用途の追加

新用途製品命令の別表上欄に、「放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。))を除く。」、「水銀圧入法測定装置」、「ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。）」、「容積形力計」、「滴下水銀電極」及び「水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）」の追加。

・既に規定している既存用途水銀使用製品の用途の追加

新用途製品命令の別表上欄に掲げる「蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）」及び「HIDランプ(別名高輝度放電ランプ)」に対応する用途として、それぞれ、「皮膚疾患の治療」の追加。

当社では、有害金属分析等において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018年9月27日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 竹下尚長

The Knights of Environmental Science **アスベストの事前調査承ります！**

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成 30 年基安化発第 0420 第 1 号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記 URL をご参照ください。
<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

お問合せはこちら